

目黒区在宅療養支援病床確保事業について

目黒区では高齢者やそのご家族が安心して在宅で療養できるように、病状の変化など【※】に速やかに入院治療を受けられる病床を確保しています。

【※】意識障害・呼吸困難・体のけいれん等の、緊急を要する状態の場合は119番通報してください。

- 1 利用できるかた 次の（１）・（２）のいずれにも該当するかた
- （１）目黒区の介護保険被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けているかた。
（介護保険認定申請中及び入院中に認定申請予定のかたも含みます）。
ただし、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）に
入所・入居していないかた。
- （２）かかりつけ医・訪問看護師・薬剤師などによる管理及び指導が行われているかたで、入院の必要があると、
かかりつけ医や指定病院が認めたかた。
ただし、次の①・②いずれかに該当するかたは利用対象外です。
- ① 長期的な入院を利用目的とするかた。
- ② 指定病院での医療又は介護が著しく困難と認められるかた。

2 指定病院

指定病院名	住 所
厚生中央病院	目黒区三田 1－11－7
東京共済病院	目黒区中目黒 2－3－8
日扇会第一病院	目黒区中根 2－10－20
三宿病院	目黒区上目黒 5－33－12

3 利用方法

- （１）かかりつけ医または訪問看護師にご相談ください。
かかりつけ医が入院治療が必要と診断した後、かかりつけ医または訪問看護師が指定病院へ申し込みをします。
- （２）「目黒区在宅療養支援病床利用申請書」を利用者が記入（代筆も可）して、入院の際に指定病院に提出してください。
- * 利用申請書は、かかりつけ医からお受け取りください。または、目黒区のホームページからダウンロードできます。

4 利用期間

入院した日を起算日として14日以内です。
※14日を超える入院の場合は、指定病院から指示があります。

5 料金

通常の入院と同様に、健康保険被保険者証を病院に提示してください。

- ・自己負担金部分および健康保険適用外の費用は利用者の負担となります。
- ・入院に係る移送費についても利用者の負担となります。

※利用する病床は指定病院からご案内があります。

一般室〈差額ベッド代のかからない部屋〉を希望していたが満床で有料室となった場合は、差額ベッド代はかかりません。

6 在宅療養に関する相談

地域包括支援センターにご相談ください。
介護保険サービスの利用や介護保険
認定申請などのご相談も受けています。

地域包括支援センター	電 話	FAX
北部包括支援センター	5428-6891	3496-5215
東部包括支援センター	5724-8030	3715-1076
中央包括支援センター	5724-8066	5722-9803
南部包括支援センター	5724-8033	3719-2031
西部包括支援センター	5701-7244	3723-3432